

Web(ウェブ)農業簿記システム利用申込書

Web(ウェブ)農業簿記システムの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

住所 〒 TEL	氏名	
	取引先コード	—

1. 名寄せの希望……ご家族の取引データを一緒に反映してほしい場合

※名寄せした場合、該当の方の取引が全部混ざって仕訳されます。

お名前	取引先コード
お名前	取引先コード

2. 不要口座番号……データから除いてほしい口座の番号

※指定がない場合、申込者様が開設しているすべての口座がデータに反映します。
農業に関係がなく、データを反映させたくない口座はここに記載して下さい。

口座名義人	不要口座番号
口座名義人	不要口座番号
口座名義人	不要口座番号

3. 購買取引の不用口座区分

※購買区分を複数設定している場合で、データから除いてほしい区分を記載して下さい。

お名前	不要口座区分
お名前	不要口座区分

4. 口座補助コードの設定……複数の口座を、それぞれ管理する場合

※0001…「JA預金①」、0002…「JA預金②」といった形で管理できます。

コード	口座開設支店	口座番号	コード	口座開設支店	口座番号
0001:	—		0003:	—	
0002:	—		0004:	—	

5. 消費税申告区分……どちらかに○を付けてください

① 免税 ② 簡易課税 ③ 原則課税

6. 個人・法人の別……ご利用者様の経営体

①個人 ②法人 →法人の場合(会計年度 月 日～ 月 日)

7. 農業経営分析希望の別(個人経営の方のみ)……どちらかに○を付けてください

①希望する ②希望しない (※無料です。)

8. 不動産所得申告に関して

① 必要 ② 不用

9. 年末調整(源泉徴収票等発行)機能

① 必要 ② 不用

※下記添付書類もあわせて提出願います

- ・口座振替依頼書
- ・個人情報の取扱いに関する同意書

受付	処理	確認	検印

Web（ウェブ）農業簿記システム利用に係る 個人情報の取扱いに関する同意書

えちご上越農業協同組合 御中

私は、貴組合のWeb（ウェブ）農業簿記システムを利用するにあたり、個人情報の取扱いに関して以下の事項を確認の上同意いたします。

1. 個人情報に対する当JAの基本姿勢	当JAは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報取扱規程」にもとづき個人情報を取り扱います。
2. 当JAが保有するご利用者の個人情報	① 当JAは、ご利用者の営農・経営・生活指導のために入手した貯金取引や現金取引の個人情報を有しています。 ② ご利用者の個人情報は、当JAのデータベースシステムおよび県域農業簿記システムに登録されます。登録されるご利用者の個人情報は、契約の履行に伴い発生する入出金情報等農家決算処理に伴う諸情報を含みます。
3. ご利用者の個人情報の利用目的	① 農業簿記指導および青色申告指導のためJAで利用。 ② 農家経営指導のためJAで利用。 ③ 当JAはご利用者の個人情報のうち、住所・氏名・電話番号等の情報を、ご利用者にとって有用と思われる税務情報の提供や、農家経営情報等の伝達のために使用することがあります。このための利用は、ご利用者からの申し出により取りやめることができます。
4. ご利用者の個人情報の第三者への提供	(1) ご利用者の個人情報は、ご利用者との契約を達成するために以下の者に対して提供されます。 ① 新潟県農業協同組合中央会 ② 県等行政機関 ③ システムの保安全管理の必要がある場合におけるシステム管理業者（株）新潟県農協電算センター、ソリマチ（株） (2) 第三者への提供に当たっては、機密保持のための必要な措置を講じます。 (3) 第三者への個人情報の提供は停止請求ができますが、契約履行上、管理上の支障が生じることがあります。
5. ご利用者の個人情報の保護	① 当JAは業務に携わる職員に対して個人情報保護のための教育を行い、ご利用者の個人情報を管理いたします。 ② 当JAが保有するデータベースシステムおよび県域農業簿記システムについては、「情報セキュリティ基本規程」を策定し必要な対策を講じます。
6. ご利用者の個人情報処理の外部委託	当JAが保有する個人情報の処理については外部委託するときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。
7. ご利用者の個人情報の共同利用	ご利用者の個人情報を当JA以外の者と共同利用するときは、別途必要な処理を講じます。
8. 苦情、訂正、利用停止等の申出先	① 個人情報の取扱い責任者 当JA 代表理事理事長 ② 苦情・相談窓口 当JA 営農部 農業経営サポート課 電話 025-527-2035 FAX 025-527-2019 ③ 申出の方法は当JAの定めによります。
9. 個人情報の削除・消去	ご利用者との取引終了後（契約に至らない場合は本年決算申告後から）8年経過後、ご利用者の事前・事後の承諾を得ることなく、ご利用者の個人情報を安全に削除・消去いたします。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

お客様 各位

新潟県上越市藤巻 5-30
えちご上越農業協同組合

当 J A は、農業経営支援事業に伴いお客様の個人情報をいただいております。

この書面はお客様の個人情報の保護と、お取扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

1. 個人情報に対する当 J A の基本姿勢	当 J A は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報取扱規程」にもとづき個人情報を取り扱います。
2. 当 J A が保有するお客様の個人情報	① 当 J A は、お客様の営農・経営・生活指導のために入手した貯金取引や現金取引の個人情報を有しています。 ② お客様の個人情報は、当 J A のデータベースシステムおよび県域農業簿記システムに登録されます。登録されるお客様の個人情報は、契約の履行に伴い発生する入出金情報等農家決算処理に伴う諸情報を含みます。
3. お客様の個人情報の利用目的	① 農業簿記指導および青色申告指導のため J A で利用。 ② 農家経営指導のため J A で利用。 ③ 当 J A はお客様の個人情報のうち、ご住所、ご氏名、お電話番号等の情報をお客様にとって有用と思われる税務情報の提供や、農家経営情報等の伝達のために使用することがあります。このための利用は、お客様からの申し出により取りやめることができます。
4. お客様の個人情報の第三者への提供	(1) お客様の個人情報は、お客様との契約を達成するために以下の者に対して提供されます。 ① 新潟県農業協同組合中央会 ② 県等行政機関 ③ システムの保全管理の必要がある場合におけるシステム管理業者 (株)新潟県農協電算センター、ソリマチ(株) (2) 第三者への提供に当っては、機密保持のための必要な措置を講じます。 (3) 第三者への個人情報の提供は停止請求ができますが、契約履行上、管理上の支障が生じることがあります。
5. お客様の個人情報の保護	① 当 J A は事務局に携わる職員に対して個人情報保護のための教育を行い、お客様の個人情報を管理いたします。 ② 当 J A が保有するデータベースシステムおよび県域統一簿記システムについては、「情報セキュリティ基本規程」を策定し必要な対策を講じます。
6. お客様の個人情報処理の外部委託	当 J A が保有する個人情報の処理については外部委託するときは、必要な契約を締結し適切な管理・監督を行います。
7. お客様の個人情報の共同利用	お客様の個人情報を当 J A 以外の者と共同利用するときは、別途必要な措置を講じます。
8. 苦情、訂正、利用停止等の申出先	① 個人情報の取扱い責任者 当 J A 代表理事理事長 ② 苦情・相談窓口 当 J A 営農部 農業経営サポート課 電話 025-527-2035 F A X 025-527-2019 ③ 申出の方法は当 J A の定めによります。
9. 個人情報の削除・消去	お客様との取引終了後（契約に至らない場合は本年決算申告後から）8 年経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなく、お客様の個人情報を安全に削除・消去いたします。

※ 当 J A が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止、消去等の手続きは当 J A にお申し出下さい。

本書面について説明をうけ、個人情報の提供・利用について承諾し本書面の交付を受けました。

令和 年 月 日

ご住所
ご氏名

印

貯金口座振替依頼書

令和 年 月 日

えちご上越農業協同組合 御中

私は、下記の収納先から請求された金額を私名義の下記貯金口座から、貯金口座振替によって支払うこととしたいので、貯金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収納先名	えちご上越農業協同組合	料金の種類等	Web農業簿記システム利用料金
------	-------------	--------	-----------------

契約者	住所	Tel - -	
	フリガナ	印	
	氏名		

貯金口座	フリガナ				通帳印
	貯金者名				
	えちご上越農協		支店・出張所		
	金融機関番号	店番号	貯金種目	口座番号	
	5 7 6 8		普通当座		

貯金口座振替規定

1. 貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を貯金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、貯金規定または当座勘定規定にかかわらず貯金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出はいたしません。
2. 振替日において請求書記載金額が貯金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知とすることなく、請求書を返却されてもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴組合に書面により届出します。なお、この届出がないまま長期間に渡り収納会社から請求がない等相当の事由がある場合は、特に申出をしない限り、貴組合はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
4. この貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴組合の責めによる場合を除き、貴組合には迷惑をかけません。



金融機関関係使用欄	不備返却事由	
	1. 貯金取引なし	
	2. 記載事項等相違 (店名、貯金種目、 口座番号、口座名義)	
	3. 印鑑相違	
	4. その他	
備考		
	検印	自振登録
	印鑑照合	係印

原店用